

**とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業のうち「マーケットイン型の輸出の取組」及び
「産地の輸出課題を解決するための取組」に係る公募要領**

(目的)

第1条 本県農業を取り巻く情勢は日々変化しており、全国的な人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の食市場の更なる縮小などが予測される。このような中、県産農産物の販路を安定的に確保するためには、世界の食料需給動向等に目を向け、国内のみならず海外への販路拡大が重要である。そのため、本事業において、農業団体等の「マーケットイン型の輸出の取組」及び「課題解決型の輸出の取組」を支援することにより、県産農産物の輸出拡大を目指す。

(補助要件)

第2条 補助率及び対象経費は別表1に定めるとおりとする。

- 2 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、次の号に掲げるものは補助の対象外とする。
 - (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
 - (2) 本事業の業務（資料整理、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - (3) 補助金の交付決定前に発生した経費
 - (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
 - (5) 1件当たりの購入価格が10万円以上の備品購入に要する経費及び1件当たりの購入価格が10万円未満の物品のうちパソコン等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
 - (6) 飲食費（ただし、試食に係る経費を除く。）
 - (7) 査証若しくはパスポートの取得又は傷害保険等任意保険の加入に要する経費
 - (8) 農産物の輸送に係る関税、出国税等公租公課に要する経費
 - (9) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者（以下、「事業実施主体」という。）は、農業協同組合連合会、栃木県養殖漁業協同組合、農業協同組合、農地所有適格法人、県産農水産物の輸出に取り組む法人及び農業者（養殖漁業者（栃木県内に住所を有する個人若しくは本店を持つ法人）を含む。）の組織する団体とする。農業者の組織する団体とは、原則、農業者を含む3名以上で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。

(採択要件)

第4条 採択要件は次の号に掲げるものとする。

- (1) 農産物の輸出にあたり、事業実施主体が自ら、現地渉外員等の調査に基づく海外マーケットの需要に対応するための取組であること。または、事業実施主体が自ら、農産物の輸出拡大に関する課題を設定し、その解決に向けた取組であること。
- (2) 本県農産物の輸出拡大に資する取組であること。

(事業実施期間)

第5条 事業実施期間は令和6(2024)年度(補助金交付決定日から令和7(2025)年3月末まで)

(提案書等の提出)

第6条 本事業に応募しようとする事業実施主体は、次の表に定めるところにより、必要書類を別表2に定める事業実施主体の所在地を所管する農業振興事務所を経由し、知事に提出するものとする。なお、複数の地域を事業区域とする事業実施主体は知事に提出するものとする。

提出すべき書類の名称	様式	添付すべき書類	提出部数	提出方法	提出期限
とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業のうち「マーケットイン型の輸出の取組」(又は「産地の輸出課題を解決するための取組」)に係る提案書	別記様式第1号	・積算金額の根拠書類 ・事業実施主体の概要が分かる資料(定款、規約等)	正本1部、 副本5部	郵送、持参 又は電子メール	第8条に定めるところ

(計画書等の評価)

第7条 前条により提出のあった提案書等については、知事が別に定める審査委員会において、審査基準(別表3)に基づき、提案書により審査を行うものとする。なお、審査委員会から、本事業に応募した事業実施主体に対し、提案書の内容等について確認を行う場合がある。

- 2 知事は審査委員会の審査結果を基に予算の状況等を勘案し、採択する事業実施主体を決定し、採択結果通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。なお、審査内容に係る質問や異議は、受け付けない。

(公募期間、受付時間)

第8条 公募期間は次の号に掲げる期間とする。

- (1) 第1回 令和6(2024)年4月24日(水)から令和6(2024)年5月10日(金)まで
- (2) 第2回 令和6(2024)年7月1日(月)から令和6(2024)年7月12日(金)まで

- (3) 第3回 令和6(2024)年9月2日(月)から令和6(2024)年9月13日(金)まで
 - (4) 第4回 令和6(2024)年10月28日(月)から令和6(2024)年11月8日(金)まで
 - (5) 第5回 令和6(2024)年12月2日(月)から令和6(2024)年12月13日(金)まで
- なお、予算の状況等を勘案し、第5回の公募を行わない場合がある。

2 前号に定める提案書の受付時間は、平日の8時30分から17時までとする。ただし、公募期限日については15時までとする。

(その他)

第9条 提案書の作成、提出等に要する経費は、全て事業実施主体の負担とする。

2 知事は第5回の公募を行わない場合は、栃木県ホームページにおいて公表するものとする。

別表 1 (第 2 条関係) 補助対象経費等

事業区分	補助対象経費	補助率
マーケットイン型の輸出の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・海外旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・使用料、賃借料(出展料等) ・消耗品費(資材、試食、試供品等) ・通信運搬費 ・印刷製本費(パンフレット、報告書作成等) 	1 / 2 以内
産地の輸出課題を解決するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・報償費(講師謝金、バイヤー招へい等に係る旅費、宿泊費等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(翻訳、分析等) ・広告宣伝費(海外における新聞等への広告、会場装飾費等) ・労務費(通訳、販売員等) ・輸送費 ・その他県が認めるもの 	

※ 海外旅費に係る補助対象人数は、1回の渡航につき3名以内、延べ6名以内とする。また、海外渡航を証する書類(航空券半券又は航空機搭乗証明書)を保存している場合に限る。

※ 飲食に係る経費は補助対象外(ただし、試食に係る経費を除く。)とする。

別表2（第6条関係）事業実施主体の所在地と提案書の提出先

事業実施主体の所在地	提案書の提出先
宇都宮市、上三川町	河内農業振興事務所 〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2 TEL:028-626-3076 FAX:028-626-3071 E-mail:kawachi-nsj@pref.tochigi.lg.jp
鹿沼市、日光市	上都賀農業振興事務所 〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1 TEL:0289-62-5236 FAX:0289-65-7018 E-mail:kamitsuga-nsj@pref.tochigi.lg.jp
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	芳賀農業振興事務所 〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL:0285-82-4720 FAX:0285-83-6245 E-mail:haga-nsj@pref.tochigi.lg.jp
栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	下都賀農業振興事務所 〒328-0032 栃木市神田町 5-20 TEL:0282-23-3425 FAX:0282-23-3752 E-mail:shimotsuga-nsj@pref.tochigi.lg.jp
矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	塩谷南那須農業振興事務所 〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22 TEL:0287-43-1252 FAX:0287-43-4072 E-mail:shioya_minaminasu-nsj@pref.tochigi.lg.jp
大田原市、那須塩原市、那須町	那須農業振興事務所 〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL:0287-23-2151 FAX:0287-23-7994 E-mail:nasu-nsj@pref.tochigi.lg.jp
足利市、佐野市	安足農業振興事務所 〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-1455 FAX 0283-23-5693 E-mail:ansoku-nsj@pref.tochigi.lg.jp
複数の地域および県外	栃木県農政部経済流通課 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-2299 FAX 028-623-2301 E-mail:brand-yusyutu@pref.tochigi.lg.jp

別表3（第7条関係）審査基準

とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業のうち「マーケットイン型の輸出の取組」及び 「産地の輸出課題を解決するための取組」に係る審査基準

1 審査項目

応募事業について、下表に基づき審査を行う。

審査区分	審査項目	審査の視点	点数
1 事業内容	(1) 実施内容	農産物の輸出拡大に向けた具体的かつ、明確な取組目標が設定され、その達成に向けた実施内容であるか。	配点×5
	(2) 新規性	事業実施主体にとって、新規性のある取組か。	配点×4
	(3) 遂行能力	事業実施主体が、事業を十分に遂行できる実施体制や管理体制を有しているか。	配点×5
	(4) 発展性	当該事業が輸出促進モデル事例として、県内他事例への展開が期待できるか。	配点×4
	(5) 輸出計画	目標年度における輸出量（数量・金額）は妥当であり、達成が見込めるか。	配点×4
2 経費	経費の妥当性	経費の積算根拠や負担区分は適切か。	配点×3

【配点基準】

評価	優	良	可	やや不良	不良
配点	4点	3点	2点	1点	0点

2 審査方法及び採否

- (1) 提案書により審査を行う。なお、審査委員会から、本事業に応募した事業実施主体に対し、提案書の内容等について確認を行う場合がある。
- (2) 各審査委員は、審査項目ごとに配点基準に基づき配点する。
- (3) 審査項目の得点の総和をもって、各審査委員による評価点数とする。評価点数は100点を満点とする。
- (4) 各審査員の評価点数の平均が60点以上の提案を採択候補とし、総合検討により採否及び交付配分予定額を決定する。
- (5) 評価点数が同点となった場合は、「マーケットイン型の輸出の取組」を優先採択とする。

3 審査委員

審査委員は、栃木県及び関係団体から選出した者とする。